



平成 30 年 2 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社すかいらーく
代表者名 代表取締役社長 谷 真
(コード番号：3197 東証第一部)
問合せ先 CEO オフィス
(TEL：0422-37-5310)

商号変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2018 年 2 月 14 日開催の取締役会において、第 7 期定時株主総会（2018 年 3 月 29 日開催予定）にて「定款の一部変更の件」を付議することを決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 商号変更

（1）商号を変更する理由

当社は、グループ経営を高度化させ、当社グループの競争力をより高めることを目的として、2016 年 1 月に持株会社体制へ移行いたしました。

今般、当社の持株会社としての役割、機能をより明確にするため、現在の「株式会社すかいらーく」から「株式会社すかいらーくホールディングス」に商号を変更いたします。

（2）新商号

株式会社すかいらーくホールディングス（英文表記：SKYLARK HOLDINGS CO., LTD.）

（3）変更予定日

2018 年 7 月 1 日

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

第1項記載の商号変更を行うためのものです。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は下表のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1条(商号) 当社は、 <u>株式会社すかいら一く</u> と称し、 英文では <u>SKYLARK CO., LTD.</u> と表示する。	第1条(商号) 当社は、 <u>株式会社すかいら一くホールデ ィングス</u> と称し、英文では <u>SKYLARK HOLDINGS CO., LTD.</u> と表示する。
第2条～第46条 【省略】	第2条～第46条 【現行のとおり】
【新設】	<u>附則(定款一部変更の効力発生日)</u> <u>第1条の変更の効力発生日は、平成30年7 月1日とする。</u> <u>なお、本附則は第1条の変更の効力発生日 経過後、これを削る。</u>

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日： 2018年3月29日

定款変更の効力発生予定日： 2018年7月1日

以上